

# 第 2 次七尾市環境基本計画

---

平成 31 年（2019 年）3 月

## 目次

第1章 環境基本計画の概要 .....	1
1 計画の基本的事項 .....	1
2 計画の体系 .....	2
第2章 環境保全・共生の主要施策 .....	4
1 自然を守り育て共に生きる .....	4
2 暮らし続ける環境を創る .....	8
3 美しい地球を子や孫に引き継ぐ .....	17
第3章 環境基本計画の推進に向けて .....	19
1 計画推進の基本認識 .....	19
2 計画の推進体制 .....	21
3 計画の進行管理 .....	23
参考資料 .....	24
1 計画策定の体制 .....	24
2 計画策定の経緯 .....	26
3 参考文献 .....	26

# 第1章 環境基本計画の概要

第1章は、計画の基本的事項と計画の体系について示します。

## 1 計画の基本的事項

### (1) 計画の趣旨

七尾市環境基本計画は、「七尾市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、かけがえのない地球環境を保全するとともに、環境への負担が少ない持続的な発展が可能な七尾市を構築するため、市民・事業者・行政のそれぞれが果たすべき役割と責任を認識し、良好な環境の保全・共生をめざし、次代に継承するための基本的な考え方を示すものです。

### (2) 計画の位置づけ

第2次七尾市環境基本計画は、平成18年3月に制定した「七尾市環境基本条例」第9条第1項の規定によるものであり、平成21年3月に制定した「七尾市環境基本計画」及び平成26年3月に制定した「七尾市環境基本計画(見直し版)」をベースに、社会情勢の変化等を踏まえ、今後想定される課題に対する必要な対策等を追加・修正し作成しました。

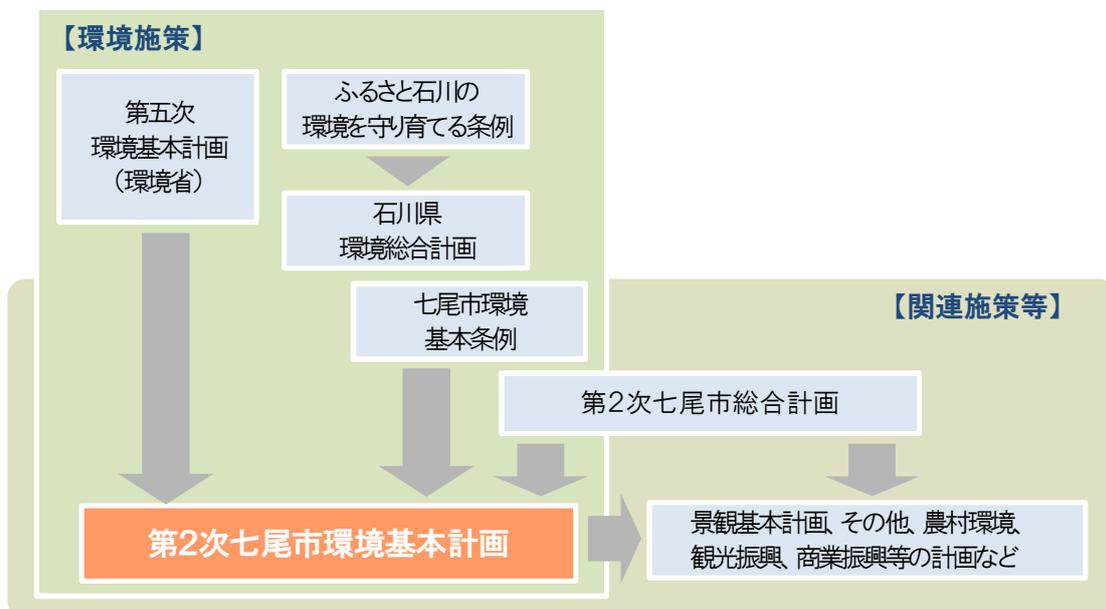
### (3) 計画の役割と性格

七尾市環境基本計画は、七尾市の環境政策の基本となるものであり、市民・事業者・行政がこれに取り組む上での基本的指針を示すものです。また、本計画において定める基本目標は、市民・事業者・行政が一体となって達成に向け努力すべき共通目標としての役割と性格を有します。

### (4) 計画の期間

この七尾市環境基本計画の計画期間は平成31年度から平成40年度までの10年間とします。

## ■ 第2次七尾市環境基本計画の位置づけ ■

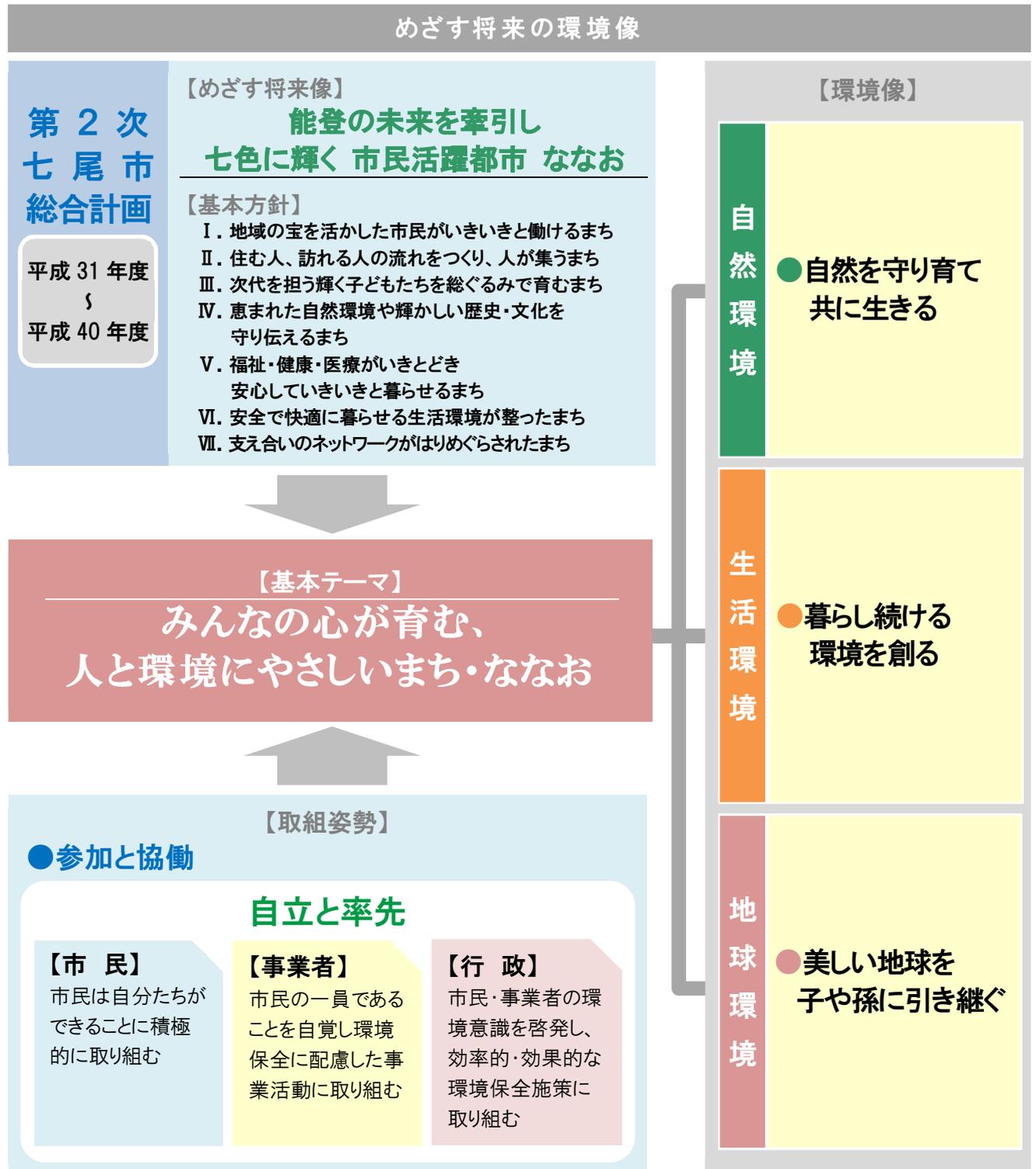


## 2 計画の体系

七尾の環境を考えるうえで必要不可欠な存在である里山里海は、集落、農地、それらを取り巻く山林、ため池等がモザイク状に組み合わせ、適度な人の利用による豊かな自然が形成・維持された場所です。

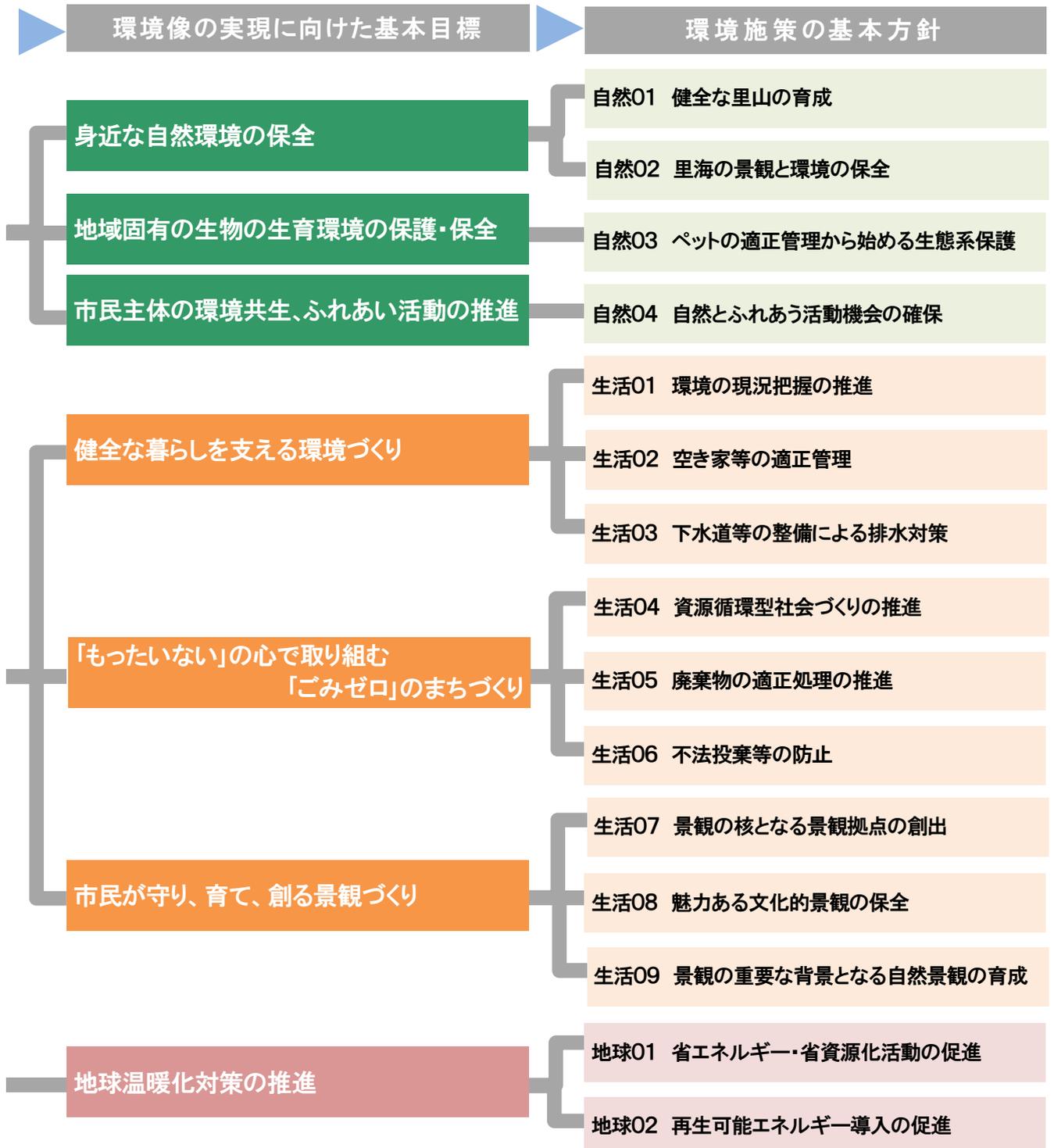
また里山里海は、人の生活や生産活動の場であるとともに、多様な生きものの生息生育空間であり、さらには地域固有の文化や景観を育んでいる場所です。

### ■計画の体系■



七尾の里山里海は、生活スタイルの変化や七尾に暮らし続ける人の減少により、先人が守り育てた里山里海を適度に利用することが困難になり、美しい里山里海を子や孫に引き継ぐことが難しくなっています。

本計画は、七尾の里山里海の再生維持を目指し、基本テーマを「みんなの心が育む、人と環境にやさしいまち・ななお」としました。「みんなの心が育む」とは、多様な価値を持つ里山里海を適切かつ適度に利用することを意味し、「人と環境にやさしい」とは、里山里海に暮らし続けることで、多様な生きものの生育環境も守り育て共に生きることを意味しています。その実現に向けた施策を「自然」「生活」「地球」の3つの分野で計画しました。



## 第2章 環境保全・共生の主要施策

第2章は、「計画の体系(第1章)」を踏まえた基本施策について、これら諸施策推進の担い手となる市民・事業者・行政が果たすべき主な取り組みの内容などについて示します。

### 1 自然を守り育て共に生きる

#### (1)身近な自然環境の保全

七尾市は、能登の里山里海に欠かすことのできない森林・里山の保全・育成活動に取り組むとともに、海岸漂着物となるごみの排出抑制に努めることで、市民にとって身近でうるおいやすらぎをもたらす豊かな自然環境を保全します。

#### 自然01 健全な里山の育成

##### 【基本方針】

世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」に欠かせない美しい森を後世に残すために、健全で活力ある森を育てる保全活動が必要となってきます。

そこで、森林が本来持っている豊かな機能を取り戻すための森林整備活動を進めます。

##### 【目標指標】

項目	目標指数 平成40年度 (2028年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
間伐材生産量	10,000m <sup>3</sup> 以上	5,209m <sup>3</sup>	7,710m <sup>3</sup>	6,169m <sup>3</sup>	

##### 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①きのご観察会などを通じて森林の仕組み、働きを理解します。</li> <li>②植樹や下草刈り等の維持管理など、森林を保全し豊かにする活動へ積極的に参加します。</li> <li>③地元産の木材製品を利用し、大切にするなど、多様な森林環境の保全活動を実践します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①木材製品を使用・購入する際は、地元材や持続可能な森林経営が行われている森林から生産された製品の利用を推進します。</li> <li>②地域の間伐や下草刈り等の森林育成や森林保全活動へ積極的に参加します。</li> <li>③木竹資源の利活用計画と事業化(建築資材、薪、チップ、木炭・竹炭、土壌改良材など)を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①林道の維持管理や林業専用道の整備を推進します。</li> <li>②林地台帳の作成・更新を実施し、森林境界の明確化を推進します。</li> <li>③松くい虫被害木の伐倒・くん蒸の実施や、間伐・下草刈り等の森林環境整備を推進します。</li> <li>④七尾産の木材使用を推進します。</li> </ul>

## 【基本方針】

七尾市の海岸には近年、漂着物の堆積により海岸環境の悪化等の被害が発生しており、海岸漂着物に対する対策が必要となってきています。海岸漂着物は海外由来のものも見受けられますが、多くは国内に由来して山、川、海へつながる水の流れを通じて海岸に漂着したもの、災害等によって流木等が漂着する場合もあるものの、生活由来のごみ等が多く含まれています。

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るための施策により行います。

そこで、市としては海岸漂着物の処理に関し海岸管理者等への協力、民間団体が行う河川清掃活動等への支援、ごみの流出防止を図るための指導、環境保全への意識高揚を図る施策により、地域の人々の暮らしに根ざした快適な海岸の保全を目指します。

## 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
河川愛護活動団体数	現状維持	98 団体	98 団体	97 団体	

## 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
①日頃から身近な水辺環境や緑地の保全に努め、河川の除草作業や、海岸一斉清掃等に参加します。 ②ごみ等の流出防止を図るため、土地を適正に管理します。 ③環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図り、ごみのぼい捨てや不法投棄を行いません。 ④内容物が不明な漂着物や危険性のある漂着物を発見した際は市に通報します。	①日頃から身近な水辺環境や緑地の保全に努め、組織単位で地域の美化活動等に積極的に参加します。 ②ごみ等の流出防止を図るため、土地を適正に管理します。 ③環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図り、ごみのぼい捨てや不法投棄を行いません。 ④内容物が不明な漂着物や危険性のある漂着物を発見した際は市に通報します。	①海岸漂着物の処理に関し海岸管理者等に協力します。 ②民間団体等が行う河川の除草作業や、海岸一斉清掃等を支援します。 ③ごみの流出防止を図るための土地の占有者等に、土地の適正管理を指導します。 ④市民の自主的積極的な取り組み促進のため、小学校との漂着ごみ調査等環境教育の実施、市民への広報活動等を行います。 ⑤内容物が不明な漂着物による危険性を市民への確に情報伝達します。

## 【参考】

「河川愛護活動実施団体」とは  
 良好な河川環境を図る目的の団体(町内会)のことです。

## (2)地域固有の生物の生育環境の保護・保全

七尾市は、市民にとって身近なペット動物等の適正管理を進め、身勝手な動植物の放逐を抑制することで、地域固有の生物が多様なつながりをもって生きる環境を保護・保全します。

### 自然03 ペットの適正管理から始める生態系保護

#### 【基本方針】

古くは農業活動に導入したモウソウチクやウシガエル等の管理不足、昨今ではレジャー目的でのブラックバスやニシキゴイの河川への放逐、輸入された外国のカブトムシやカメ、魚の河川などへの投棄等身勝手な行動が地域固有の動植物の生育環境の悪化を招いています。

その対応として、市レベルでは、ペット動物や園芸植物の適正管理を進めることで、地域固有の動植物の保護を図ります。

#### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
狂犬病予防注射接種率	70%以上	66.8%	61.2%	64.5%	

#### 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①動植物の習性を正しく理解し、最後まで責任をもって飼育します。</li> <li>②動植物を、むやみに繁殖させません。</li> <li>③動物による感染症を防ぐため、狂犬病予防注射接種を受けさせるなど、動物の適正管理に努めます。</li> <li>④ペットの飼育のマナーを守り、公共の場や近隣に迷惑をかけないようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①獣医師、動物取扱業者、動物愛護団体等が適切な役割分担を行い、動物の愛護及び管理を行い、市民の動物飼育を支援します。</li> <li>②動植物を、むやみに繁殖させません。</li> <li>③動物による感染症を防ぐため、狂犬病予防注射接種の徹底を呼び掛けるなど、飼い主に対して周知徹底します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民、事業者に対して、野生動植物の捕獲や採取の禁止のルール、接し方などに関する情報を提供します。</li> <li>②地域を対象とした動物愛護活動の啓発活動を推進します。</li> <li>③狂犬病予防注射接種の徹底を呼び掛けるなど、飼い主に対する普及活動や指導を実施します。</li> </ul>

### (3)市民主体の環境共生、ふれあい活動の推進

七尾市は、誰もが良好な自然とそこに生息する生き物などと身近にふれあい、共生していくため、環境保全に対する責任と役割について理解と認識を深め、それぞれの立場で環境共生、ふれあい活動を推進します。

自然04	自然とふれあう活動機会の確保
------	----------------

#### 【基本方針】

自然との直接的なふれあいによって、自然に対する関心が生まれ、自然環境保全の必要性を理解し、自然との共生を育みます。

また、七尾の豊かな自然が育んできた地域固有の生態系について、できるだけ正確な現状の把握に努めるとともに、これらの保護・保全に対し、市民の幅広い層が関心を持ち、理解を深められるよう努めます。

#### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
水生生物調査参加学校数	5 校以上	4 校	5 校	3 校	

#### 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①豊かな自然環境とふれあうことができる自然観察会などに積極的に参加します。</li> <li>②自然への接し方や、自然を活用する際の基本的なルールを自ら学び、これを遵守します。</li> <li>③ピオトーブづくりなど、生き物の生息環境の保全や共生環境の整備に、主体的に参画します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①豊かな自然環境とふれあうことができる自然観察会などに積極的に参加します。</li> <li>②事業の実施においては、その計画段階から親水空間の確保や地域固有の生態系に配慮します。</li> <li>③自然保護や環境保全活動に参加し、また、市民の活動を支援するなど、社会貢献に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境教育・学習の場や機会を積極的に提供します。</li> <li>②公共事業の実施においては、その計画段階から親水空間の確保や地域固有の生態系に配慮します。</li> <li>③自然保護や環境保全に関する情報を適切に市民や事業者を提供し、意識啓発を行います。</li> </ul>

## 2 暮らし続ける環境を創る

### (1)健全な暮らしを支える環境づくり

七尾市は、誰もが健康で安心して生活できる環境を確保し、次代へ引き継いでいくため、生活環境を保全します。また、高齢化や過疎化によって年々増加している空き家等について、生活環境に影響を及ぼさないよう適正管理に努めること、河川の水質改善につながる下水道の整備による排水対策を推進することなど、健全な暮らしを支える環境づくりに努めます。

#### 生活01 環境の現況把握の推進

##### 【基本方針】

市民が快適な暮らしを送る上で、空気や水がきれいで騒音や悪臭などがない生活環境は欠かせません。

そこで、騒音等については周囲の生活環境を損ねることがないように防止し、川の水質等については近代化等により損なわれつつある状態を改善するよう取り組みます。

##### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
七尾南湾乙の水質 (COD、75%値)	3.5mg/L 以下	4.1mg/L	3.0mg/L	3.8mg/L	

##### 【主な取り組み】

【市 民】	【事業者】	【行 政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①近隣騒音・振動・悪臭等をあまり出さないように配慮し、ご近所でお互いが快適に生活できるように努めます。</li> <li>②使用済の食用油や調理くずを排水口に流さないようにしたり、環境への負荷が少ない洗剤を使用したりし、水質汚濁の抑制に努めます。</li> <li>③浄化槽を使用している場合は、適正に使用・維持管理し、放流水質の悪化及び悪臭の発生の防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業活動により発生する騒音・振動・悪臭の抑制に努め、周囲の生活環境を損なわないように配慮します。</li> <li>②事業所からの排水・排煙の処理を適正に行い、水質汚濁・大気汚染の抑制に努めます。</li> <li>③資材等の漏えいがないよう適正に管理し、土壌汚染の防止に努めます。</li> <li>④地下水を使用している場合は、節水に取り組み、地盤沈下の防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水質・大気・地盤沈下の状況を調査し、その結果を公表し、必要な施策を講じます。</li> <li>②自動車騒音の測定を行い、その結果を公表します。</li> <li>③公害全般において、市民や事業者に対し低減・防止を啓発するとともに、必要があれば個別に指導等を行います。</li> </ul>

##### 【参 考】

COD2mg/ℓ以下 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 COD3mg/ℓ以下 水産2級 ボラ、ノリなどの水産生物用  
 COD8mg/ℓ以下 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

生活02	空き家等の適正管理
------	-----------

### 【基本方針】

高齢化や過疎化が進み、空き家等が年々増加している事により、治安の悪化や衛生面の悪化などの問題が起きています。

空き家等の適切な管理及び活用の促進は、管理不全な状態にある空き家等の発生が、市民の安心を脅かす事態につながる可能性が高いことから、その発生を予防することを念頭に行います。

### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
老朽危険空き家等 解体撤去件数の累計	360 件以上	11 件 (11 件)	44 件 (33 件)	86 件 (42 件)	上段は累計、 ( )内は年間件数。

### 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
①自ら所有等する空き家等は、自らの責任において、適切に管理するよう努めます。 ②自ら利用する見込みのない空き家等は、賃貸、売買等により積極的に活用するよう努めます。	①不動産業、建設業その他空き家等の管理及び活用に関連する事業を行う事業者は、空き家等の活用に協力するとともに、跡地利用の活用及び流通の促進に努めます。	①空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、適切な実施に努めます。

### 【参考】

「空き家等」とは

建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地(立木その他土地に定着するものを含む。)のことで、ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除きます。

「老朽危険空き家等」とは

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態等にある空き家等で、その周辺の生活環境などを阻害しているもののことです。

## 【基本方針】

健全な水循環系の構築において、下水道整備の推進は快適な生活の実現において重要な役割を担います。

そこで、下水道整備計画を見直し、効率的かつ効果的に整備を進めるとともに、地域特性に応じて合併浄化槽事業による整備を進めます。

## 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
生活排水対策率 (下水道総接続率 +合併処理浄化槽設置率)	90%以上	86.0%	86.7%	87.4%	

## 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
①下水道事業の目的を理解し、早期に接続して利用します。 ②使用済の食用油や調理くずなどを下水道に流さないようにします。	①下水道事業の目的を理解し、早期に接続して利用します。 ②排水処理対策を徹底し、水質汚濁物質の改善に努力します。 ③下水道工事業者等は、行政と協働して未接続者への接続意識を向上させる活動を推進します。	①下水道整備計画に基づき下水道の整備を進めます。 ②地域特性に応じ合併浄化槽事業による整備を進めます。 ③流域単位の水質を監視し、水質調査の結果を公表します。 ④下水道工事業者等と協働して未接続者への接続意識を向上させる活動を推進します。

## (2)「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくり

七尾市は、持続可能な循環型社会の形成に向け、これまでのライフスタイルを見直し、環境に配慮した消費行動への転換、ごみの発生抑制・再使用・再生利用のためにできる具体的な取り組みを進めるとともに、不法投棄による環境破壊を防止するなど、「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくりに努めます。

### 生活04 資源循環型社会づくりの推進

#### 【基本方針】

資源循環に対する重要性や意義、具体的な取り組み等に対する市民・事業者の理解と協力を促進することで、物の長期使用や簡易包装商品の選択等、環境への負荷が少ないライフスタイルへの見直しを図り、ごみの発生と排出を抑制します。

#### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (リサイクルごみの排出量を除く)	500g/ 人・日以下	551g/人・日	559g/人・日	550g/人・日	

#### 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 買い物時は、エコバック等を持参するとともに、再利用可能な詰め替え商品やリターナブル容器等を選択するなど、ライフスタイルの見直し・改善を行います。</li> <li>② 不用になった物は、バザーやフリーマーケットへの参加や「不用品活用銀行」を活用するなど、物の長期使用に努めます。</li> <li>③ 外食における適量の注文、食べ残しの削減等に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみの減量計画書を作成し、事業系ごみの排出抑制に努めます。</li> <li>② 耐久性の高い商品を製造・販売するとともに、不用となった事務機器等の再使用を推進します。</li> <li>③ 買い物の際のエコバックの持参や詰め替え商品の利用などを市民に対して呼び掛けます。</li> <li>④ 消費期限切れによる商品の廃棄を削減するなど、生ごみの排出抑制・減量化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 物の交換・譲渡を促進するための「不用品活用銀行」の取り組みを継続・PR し、物の長期使用を推進します。</li> <li>② 事業者と連携して、買い物の際のエコバックの持参、詰め替え商品の利用等を市民に働き掛け、容器包装の利用削減を推進します。</li> <li>③ 「子どもごみ分別検定」や「ふろしき講習会」を実施するなど、ごみの分別・排出抑制・資源化に関する啓発活動を行います。</li> <li>④ 外食時における適量注文、食べ残しの削減等に努め、生ごみの減量化を推進します。</li> </ul>

## 【基本方針】

ごみの発生・排出抑制を行っても発生したごみについては、ステーション回収、集団回収、拠点回収等の多様な収集体制の確保、市民・事業者自らの積極的な再生利用、再生品の利用促進、ごみの分別・資源化の促進等により、ごみの最終処分量の削減を図ります。

## 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
リサイクル率	25.0%以上	22.1%	22.3%	20.9%	リサイクル率＝総資源化量/(総処理量+集団回収量)

## 【主な取り組み】

【市 民】	【事業者】	【行 政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①資源物回収事業(集団回収)を促進します。</li> <li>②資源物集積所「え〜こ屋」などを活用し、リサイクルごみの拠点回収を推進します。</li> <li>③廃食用油回収 BOX を活用し、廃食用油の回収を推進します。</li> <li>④リサイクル関連法等対象物である廃家電やパソコン等の適正な改修・再商品化に協力します。</li> <li>⑤生ごみ処理機やコンポスト容器などの家庭用ごみ減量機器を積極的に利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①リサイクルごみの拠点回収を促進します。</li> <li>②紙類や食品残渣などの事業系ごみの資源化を促進します。</li> <li>③市と連携し、家電やパソコンなどのリサイクル対象物の適正な回収・リサイクルに協力するよう働きかけます。</li> <li>④コピー用紙等の事務用品は、再生品の利用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①処理手数料の適正化の検討・調整及び排出抑制の重要性を発信します。</li> <li>②「家庭ごみの分け方・出し方」の配布などを行い、ごみの分別・出し方への意識を向上させます。</li> <li>③事業者による店舗拠点回収や集団回収を支援・促進し、情報を市民に周知します。</li> <li>④廃食用油、木くずや食品残渣などの事業系ごみを回収・資源化するバイオマスエネルギーの普及と活用を推進します。</li> <li>⑤リサイクル関連団体などと協力して、廃家電やパソコン等が適切に回収・再商品化されるよう、啓発を行います。</li> </ul>

生活06	不法投棄等の防止
------	----------

**【基本方針】**

不法投棄・ばい捨てへの監視体制を強化するとともに、市民・事業者のモラル向上に向けた意識啓発、不法投棄されやすい場所の根絶、環境美化への取組を拡充・強化します。

**【目標指標】**

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
不法投棄報告件数	0 件	38 件	32 件	42 件	

**【主な取り組み】**

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①町会ボランティア団体が行う清掃活動への参加を促進します。</li> <li>②空き缶などのばい捨てや家電製品やタイヤなどの不法投棄を行いません。</li> <li>③地域ぐるみで不法投棄を監視します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民・行政と協力して、不法投棄されない環境づくりに努めます。</li> <li>②地域で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域美化に貢献します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①不法投棄監視員による監視を強化します。</li> <li>②地域やボランティア団体等が回収した不法投棄物の処分費を免除します。</li> <li>③不法投棄防止看板を設置するとともに、要望がある個人や団体等に配布します。</li> </ul>

### (3)市民が守り、育て、創る景観づくり

七尾市は、豊かな自然とこれらを活かして営まれる産業、歴史・文化などの地域資源に根ざした魅力ある景観を適切に維持・保全し、次代に受け継ぐことが重要です。そこで、都市・文化・自然に関する景観を創出、保全するとともに、遊休地等の空き地を利活用するなど、市民が誇れる景観づくりに努めます。

生活07	景観の核となる景観拠点の創出
------	----------------

#### 【基本方針】

城下町、港町として受け継がれてきた伝統・文化が息づくまちなみや、温泉地特有の情緒・風情のある景観などがあります。

そこで、人々の活気が感じられる都市景観や温泉地景観を形成するとともに、七尾の歴史的背景を踏まえて、城下町、港町としての趣を大切に個性豊かな景観づくりを進めます。

#### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
七尾市和倉地区景観協定 締結率(面積ベース)	83%以上	77.3%	77.8%	77.8%	

#### 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①景観を通して、市民が主体となり地域の課題や魅力アップにつながる活動を行います。</li> <li>②地域の観光資源を把握し、景観に関する勉強会を実施します。</li> <li>③地域の特性に応じた景観ルールづくりを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物や工作物、屋外広告物は、地域の景観づくりに貢献できるよう配慮します。</li> <li>②景観を阻害する建築物や屋外広告物を取り除きます。</li> <li>③景観に関する顕彰制度に積極的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①違反物件の監視活動や景観パトロールを実施します。</li> <li>②景観条例の遵守について事業者へ周知徹底を図ります。</li> <li>③景観づくりに貢献している建築物や地域活動を表彰します。</li> <li>④地域の景観づくりに貢献する修景等を支援します。</li> </ul>

#### 【参考】

「七尾市和倉地区景観協定」とは

七尾市和倉地区景観協定区域内において、温泉街としての賑わい創出と質の高い観光や居住の環境形成を図ることを目的とした協定のことです。

「湯の香、潮の香、和みのわくら」温泉と海を感じるおもてなしのまちづくりをテーマに、国内外からの来訪者に対して「能登はやさしや土までも」のおもてなし精神で「日本一やさしい和倉」を目標としています。

## 【基本方針】

文化財や歴史的遺産は、私たちの暮らしに心の豊かさを与え、郷土への愛着や七尾らしさを育む将来に継承すべき重要な遺産です。

そこで、このような素晴らしい魅力ある歴史・文化遺産を良好な状態で保全するとともに、歴史教育の場としてなどの幅広い活用も含めた景観づくりを進めます。

## 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
史跡七尾城跡指定範囲	40.0ha 以上	26.6ha	26.6ha	26.6ha	

## 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
①市内の歴史的建造物や文化的遺産について理解を深め、その保全やツーリズムの促進など、幅広い活動に協力します。 ②歴史・文化遺産の価値を損なわない景観づくりを心がけます。	①市内の歴史的建造物や文化的遺産について理解を深め、その保全やツーリズムの促進と、幅広い活動に協力します。 ②歴史・文化遺産の価値を損なわない景観づくりを心がけます。	①魅力ある景観を維持・継承するとともに、ツーリズムへの展開など、景観資源を活用します。 ②歴史・文化遺産の指定や登録を推進するとともに、文化財とその周辺環境を整備し、景観の保全に努めます。

## 【参考】

「史跡七尾城指定範囲」とは

七尾城は、能登畠山氏によって築かれた戦国時代の山城である七尾城跡で、国内でも有数の規模と構造を持った城郭であり、昭和 9 年(1934)に 6.8ha が国史跡に指定されました。

平成 23 年に約 200ha が追加指定され、平成 29 年度 26.6ha が国指定史跡として保護されています。

**生活09 景観の重要な背景となる自然景観の育成**

**【基本方針】**

青く美しい海や川、山地・丘陵・田園からなる緑の大地など、里山里海をとりまく豊かな自然は、七尾の自然景観にとってかけがえのない存在です。

そこで、市民一人一人が自然の大切さを理解し、美しい自然景観を守り育てます。

また、耕作放棄地や遊休地等の空き地対策と連動し、使い続けることによる管理保全に努めます。

**【目標指標】**

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
里山里海の保全・持続・活用の実施団体の累計	40 団体以上	15 団体 (9 団体)	25 団体 (10 団体)	32 団体 (7 団体)	上段は累計、 ( )内は年間件数

**【主な取り組み】**

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①能登の里山里海の自然、希少性動植物を後世へつなげる取り組み(里山の保全活動、ビオトープの造成)を推進します。</li> <li>②能登の里山里海ロゴマークの活用による環境保全をPRします。</li> <li>③遊休地を活用した活動に積極的に参画します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①企業での里山保全活動や整備ボランティア活動に参画します。</li> <li>②能登の里山里海ロゴマークの活用による環境保全をPRします。</li> <li>③遊休地の積極的な活用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①能登の里山里海保全活用などに関する視察や講演会を実施します。</li> <li>②能登の里山里海ロゴマークの活用による環境保全をPRします。</li> <li>③遊休地の増加を抑制するため、ホームページなどで補助制度の周知を図ります。</li> <li>④桜の植樹活動など森林・里山保全活動を支援・推進します。</li> </ul>

**【参考】**

「里山里海の保全・持続・活用の実施団体」とは

世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の多様な農林漁業、生物多様性や景観、伝統文化を守り、発展的に後世に受け継ぎ、地域の活性化に資する取り組みを行う団体のことです。

### 3 美しい地球を子や孫に引き継ぐ

#### (1)地球温暖化対策の推進

七尾市は、地球環境に対して、市レベルでの省エネルギー・省資源化に関する活動を実施するとともに、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入を促進するなど、地球温暖化対策を推進します。

#### 地球01 省エネルギー・省資源化活動の促進

##### 【基本方針】

市民、事業者、行政がそれぞれの立場でライフスタイルの転換や省エネ行動の推進を行い、身の回りの無駄の撤廃など、省エネ・省資源化により、温室効果ガス排出量を削減します。

##### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
省エネ節電アクションプラン 参加家庭数	10,000 家庭 以上	2,764 家庭	3,174 家庭	4,230 家庭	

##### 【主な取り組み】

【市民】	【事業者】	【行政】
<ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅や電化製品、給湯器などは、省エネ性能の高い製品の購入に努めます。</li> <li>②車両の購入時には「低燃費かつ低排出ガス認定車」を購入します。</li> <li>③無用なアイドリング・空ぶかしの禁止、交通状況に応じた定速運転、確実な点検整備の実施等のエコドライブ運動を実践します。</li> <li>④通勤通学に公共交通機関や自転車を利用します。</li> <li>⑤樹木や緑地帯の保存、グリーンカーテンの設置を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電化製品や給湯器などは、省エネ性能の高い製品の購入に努めます。</li> <li>②車両の購入時には「低燃費かつ低排出ガス認定車」を購入します。</li> <li>③無用なアイドリング・空ぶかしの禁止、交通状況に応じた定速運転、確実な点検整備の実施等のエコドライブ運動を実践します。</li> <li>④樹木や緑地帯の保存、グリーンカーテンの設置を推進するとともに、敷地内緑化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①無用なアイドリング・空ぶかしの禁止、交通状況に応じた定速運転、確実な点検整備の実施等のエコドライブ運動を実践します。</li> <li>②森林の健全育成の推進、グリーンカーテンの設置を推進するとともに、敷地内緑化に努めます。</li> <li>③公共交通機関の維持に努めます。</li> </ul>

##### 【参考】

「省エネ節電アクションプラン」とは

省エネ・節電は、地球温暖化のもとになる二酸化炭素を増やさないための環境にやさしい活動で、家庭で楽しく気軽に環境保全活動に取り組むためのしくみである「いしかわ家庭版環境 ISO」を、省エネ・節電の効果が高まるように充実強化したプランです。

<b>地球02</b>	<b>再生可能エネルギー導入の促進</b>
-------------	-----------------------

### 【基本方針】

地球温暖化防止に資する再生可能エネルギーの導入を進めるため、関係機関の動向を注視するとともに、国や県などの導入支援策についての情報収集に当たるなど、七尾市に適した再生可能エネルギー導入を促進します。

### 【目標指標】

項目	目標指数 平成 40 年度 (2028 年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
再生可能エネルギー発電 設備導入件数の累計	1,000 件 以上	542 件 (79 件)	611 件 (69 件)	701 件 (90 件)	上段は累計、 ( )内は年間件数

### 【主な取り組み】

【市 民】	【事業者】	【行 政】
①再生可能エネルギーの導入を推進します。 ②再生可能エネルギーについての関心を持ち、行政等が発信する情報収集に努めます。	①再生可能エネルギーの導入を推進します。 ②再生可能エネルギー導入に向けた情報収集を行います。	①市民・事業者とともに再生可能エネルギーの導入を推進します。 ②再生可能エネルギーについての情報発信や普及啓発を図ります。

### 【参考】

「再生可能エネルギー発電設備導入件数」とは  
 資源エネルギー庁による七尾市内の固定価格買取制度の対象施設設置件数のことです。  
 「再生可能エネルギー」とは  
 太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電等のことです。

# 第3章 環境基本計画の推進に向けて

第3章では、環境基本計画を実効性のあるものにしていくため、市民・事業者・行政が持つべき計画推進の基本認識を明らかにした上で、環境基本計画の推進に必要な情報の共有化、計画の進行管理の仕組みについて明らかにします。

## 1 計画推進の基本認識

七尾市は、七尾市環境基本条例で定める市民・事業者・行政の責務を遵守し、一人ひとりが自主的な努力を積み重ねること(自立と率先)、市民・事業者・行政の役割と活動を結び合わせること(参加と協働)を基本的な行動規範として、環境保全・共生のための取り組みを積極的に推進します。

### (1)自立と率先

身近な環境問題から地球規模の環境問題を改善し、良好な自然・生活・地球環境を保全・共生していくためには、私たち自身の生活行動や産業活動が環境負荷の発生原因となっていることを十分認識し、一人ひとりが環境への負荷を低減させるための取り組みを実践していかなければなりません。七尾市は、家庭、学校、地域、職場、社会などさまざまな生活の場において、市民、事業者、行政が自立的にかつ率先して、環境保全、共生へ取り組むことを推進します。

### (2)参加と協働

地球規模の環境問題の解決を求められる時代においては、価値観や立場の異なる人々が「環境保全と共生」という問題に共に取り組み、それぞれの立場を理解しあいながら、新しい生活のあり方について合意していくこと、およびその過程が重要となります。

七尾市においては、市民団体等による環境問題や社会的課題の解決をめざした活動が着実な広がりを見せしており、その基盤となるのは市民・事業者・行政の対話と信頼に基づいた参加と協働の関係です。

七尾市は、異なる立場と価値観を持つ、市民・事業者・行政が手を結び、課題の解決に向けた目標を共有し、さまざまな価値観を柔軟に吸収・調整しながら、それぞれの役割と行動を方向づけていく仕組みづくりに心がけます。

### (3)市民の取り組み

市民は、環境への負荷をできるだけ低減するため、日常生活における省エネルギーやごみの減量、水環境の保全などに取り組む必要があります。また、市民は、市民団体、さらに学校や事業者団体などと連携して、自然環境の保全や資源回収活動、環境学習活動など、身近な地域の環境保全・共生のための取り組みを進めていくことが求められます。

### (4)事業者の取り組み

事業者は、事業活動に伴う公害対策を実施するとともに、新しい仕組みとして環境管理などに取り組むことは不可避であり、環境保全を考慮した経営が求められます。

また、日常の事業活動においては、省エネルギーや自動車の適切使用、省資源と廃棄物減量、良好な環境の創出などに取り組み、環境への負荷を低減するための工夫や努力を重ねていくことが必要です。

## (5)行政の取り組み

行政は、事業者と同じく、事務や事業を行うにあたり、各種の製品やサービスを購入しており、事業者及び消費者としての経済活動を行っています。

また、行政はまちづくりに関わるさまざまな施策や計画、事業を推進する役割を担っており、現代の環境問題は、その発生原因及び影響範囲が極めて多様かつ広範囲にわたる中でこれまでの経済社会システム全般の見直しが求められています。

したがって、これからの環境保全のためには、従来の個別の対策に加えて、総合的な観点に立った施策や事業の推進が不可欠であり、市民、事業者、その他の活動団体などの連携を強化しながら、環境保全活動を実施します。

### (参考)市民・事業者・行政の責務(七尾市環境基本条例)

#### (市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工・又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

#### (市の責務)

第6条 市は基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

## 2 計画の推進体制

### (1)市民・事業者・行政の参加と協働による計画の推進体制づくり

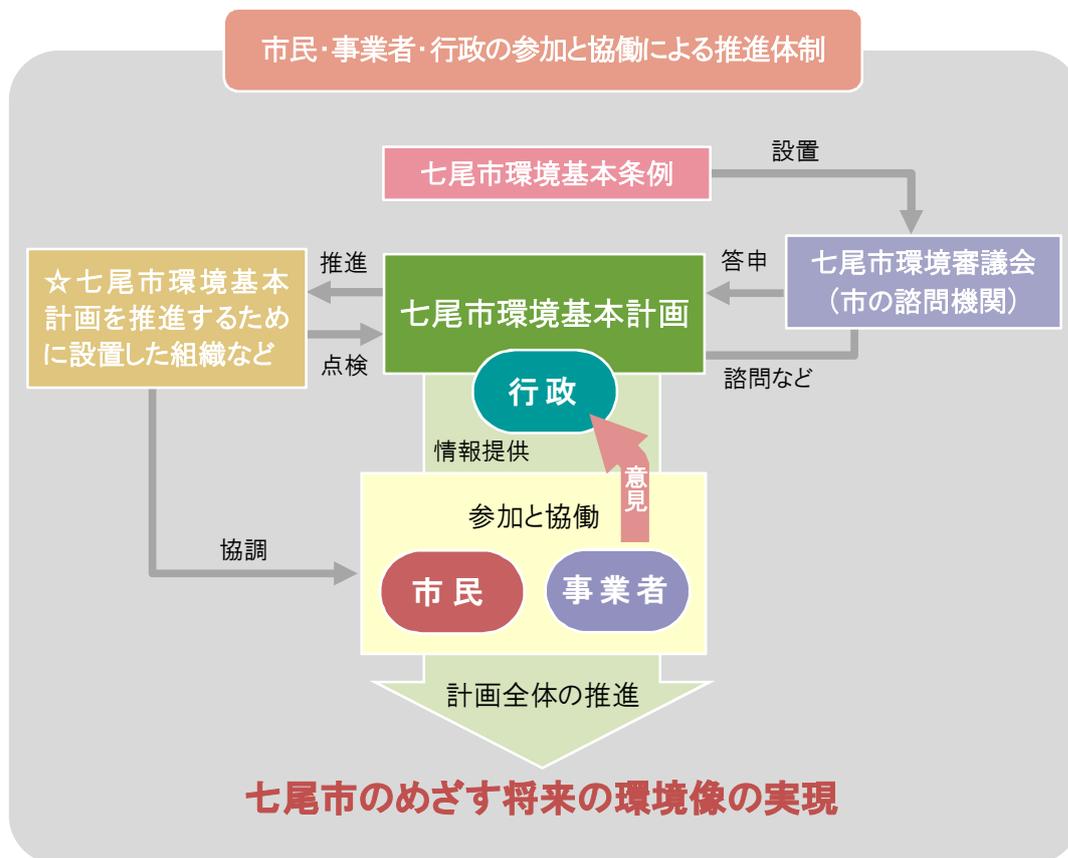
さまざまな環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、経済社会システムそのものの転換が求められます。

経済社会システムの転換にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、環境保全・共生のために率先して取り組むことが最も重要です。

このため、市民・事業者・行政の自主的な活動を促進し、それらを有機的に連携させつつ市民、事業者、行政の役割などを明確にしたうえで参加と協働を進めることが不可欠です。

環境基本計画は行政計画にとどまらず、市民・事業者・行政が共有し、協働で推進する計画として位置付け、下図に示す市民・事業者・行政の参加と協働の体制で計画を実行していきます。

#### ■環境基本計画の推進のイメージ■



## (2)組織の充実強化

行政として環境基本計画を着実に推進するため、これまで以上に庁内各部門の横断的な協議・調整を図るとともに、各部門の役割分担や連携体制について必要な見直しを行い、庁内組織の連携を強化します。

## (3)情報共有化の強化

市民、事業者、行政の参加と協働を確保した上で環境保全・共生の取り組みを進めるためには、課題や目標を共有しなければなりません。

行政は、広範で多様な環境情報、加えて市民や事業者などの持つ情報をこれまで以上に収集するとともに、環境の現況や取り組みの状況なども含めてわかりやすく情報を整理し、提供します。

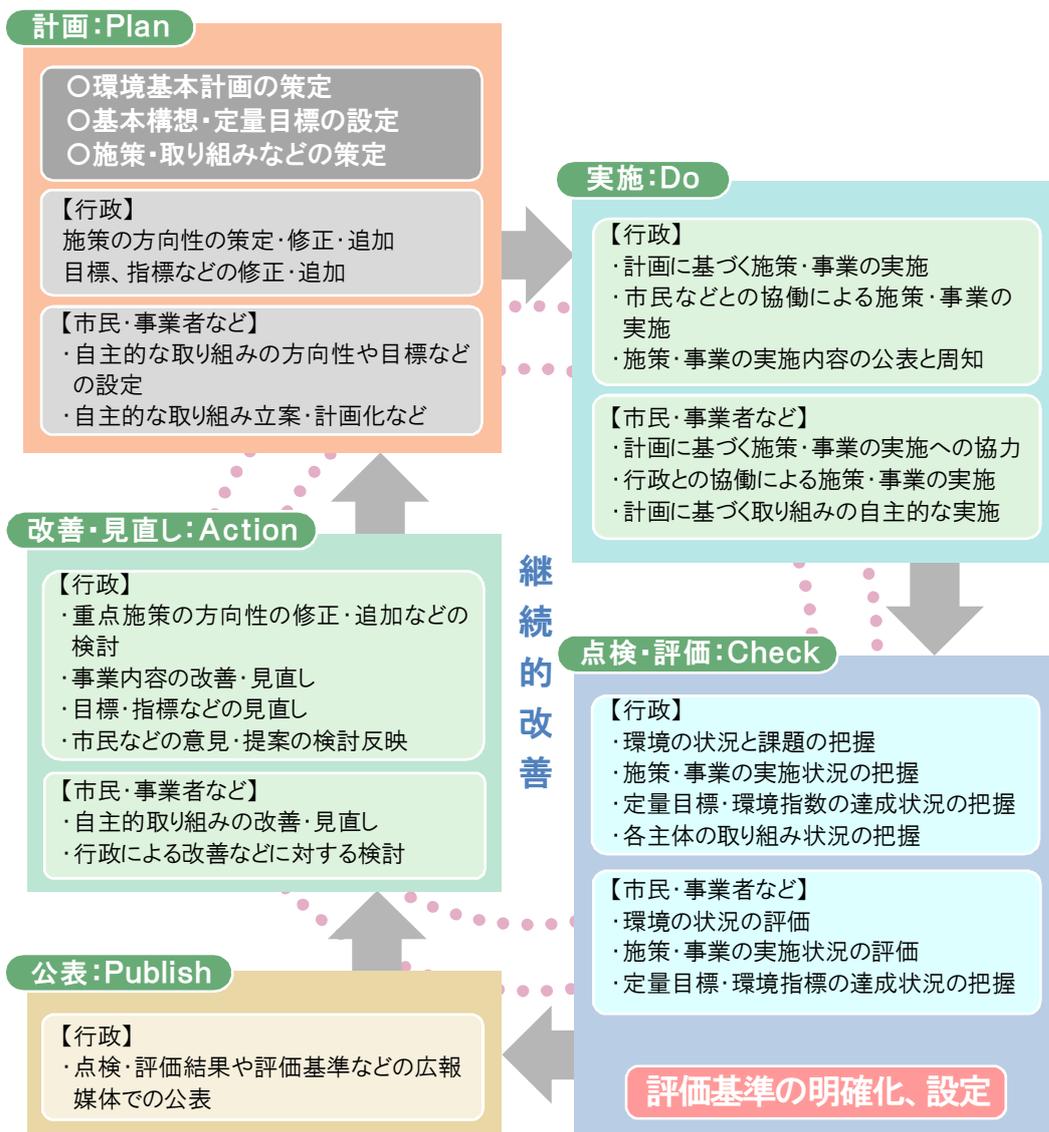
### ■情報共有のイメージ■



### 3 計画の進行管理

計画の進行管理の仕組みについて、PDCAサイクル[計画の策定・見直し(Plan)→各主体における事業・取り組みなどの実施(Do)→事業・取り組みの推進状況などの点検・評価(Check)→事業内容の改善・見直しなど(Action)]を基本として、各段階で行うべき事項を下図に示します。

#### ■環境基本計画におけるPDCAサイクル■



# 参考資料

参考資料は、計画策定の体制と計画策定の経緯について示します。

## 1 計画策定の体制

・パブリックコメント用案の作成

「七尾市環境審議会」及び「七尾市環境基本計画庁内検討会」により、パブリックコメント用案の作成および市長へ報告を行いました。

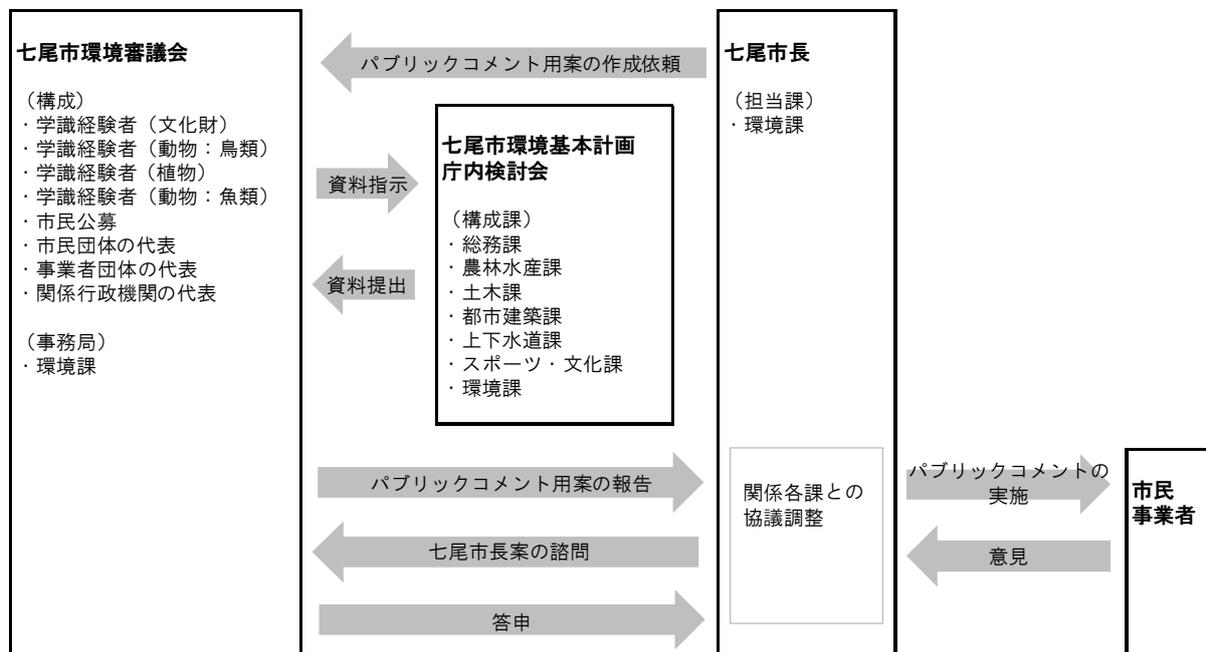
・市民参画

本計画の策定に当たっての市民参画は、パブリックコメント等による意見公募を実施しました。

・審議体制

「七尾市環境基本条例(平成 18 年 3 月 29 日)」に基づき、「七尾市環境審議会」により、本計画の審議が行われました。

### ■計画策定の体制■



## ■七尾市環境審議会■

委員	氏名	所属
会長	今井 富夫	七尾商工会議所
副会長	西井 武秀	七尾市野生動植物生育等調査委員会
委員	堀 逸朗	七尾市文化財保護審議会
	福田 正	七尾市野生動植物生育等調査委員会
	皆川 哲夫	元石川県水産総合センター生産部長
	高森 正博	自然栽培米実践者
	寺田 喜好	中能登森林組合
	北橋 行夫	石川県漁業協同組合ななか支所
	垣内 節子	能登鹿北商工会
	谷崎 裕	和倉温泉旅館協同組合
	古山 幸一	石川県産業廃棄物協会
	佐藤 一郎	七尾市町会連合会
	岡村 広枝	七尾市快適環境づくり市民委員会
	林 定子	七尾市女性団体協議会
	坂井 節子	七尾生活学校
	南 陸男	石川県能登中部保健福祉センター
島本 正光	七尾市農業委員会	
	井田 正輝	七尾市校長会

(平成30年5月22日現在・順不同・敬称略)

## ■七尾市環境基本計画庁内検討会■

課名	役職	氏名
総務課	課長	橘 茂樹
	主幹	高木 伸安
	専門員	笠井 智昭
農林水産課	次長	杉藤 敏信
	課長補佐	亀山 哲也
	専門員	筑城 まゆみ
土木課	次長	増田 純夫
	課長補佐	赤坂 利勝
	主幹	西谷内 英夫
都市建築課	課長	三野 助樹
	課長補佐	平山 孝一
	専門員	山本 有美
上下水道課	課長	西本 義光
	主幹	辻田 実
	主査	中谷 成良
スポーツ・文化課	課長	吉野 広重
	主査	瞿曇 学泉
	主任	加地 史昌
環境課	課長	笠間 宏延
	課長補佐	関森 香住
	課長補佐	谷内 仁
	主幹	佐藤 学
	技師	山口 沙緒里

オブザーバー：東洋設計

(平成30年12月14日現在・順不同・敬称略)

## 2 計画策定の経緯

### ■計画策定の経緯■

年 月	検 討 状 況 な ど
平成 30 年 5 月 22 日	第1回七尾市環境審議会の開催 ・第1次七尾市環境基本計画について ・第2次七尾市環境基本計画の策定方針について ・パブリックコメント用案の作成依頼
平成 30 年 6 月 21 日	第1回七尾市環境基本計画庁内検討会の開催 ・第1次七尾市環境基本計画について ・第2次七尾市環境基本計画の策定方針について ・策定スケジュール(案)について
平成 30 年 7 月 17 日	第2回七尾市環境審議会の開催 ・前回の意見に対する回答 ・第2次七尾市環境基本計画の基本方針(案)について
平成 30 年 11 月 26 日	第2回七尾市環境基本計画庁内検討会の開催 ・第2次七尾市環境基本計画(第2回庁内検討会提出案)について
平成 30 年 12 月 14 日	第3回七尾市環境審議会の開催 ・第2次七尾市環境基本計画(第3回審議会提出案)について
平成 31 年 1 月 11 日	七尾市環境審議会会長からの市長への報告 ・第2次七尾市環境基本計画(パブリックコメント用案)の報告
平成 31 年 1 月 21 日 ～ 2 月 4 日	パブリックコメントの実施 ・第2次七尾市環境基本計画(パブリックコメント用案)
平成 31 年 2 月 12 日	市長から七尾市環境審議会会長への諮問 ・第2次七尾市環境基本計画(第4回審議会提出案)について
平成 31 年 2 月 14 日	第4回七尾市環境審議会の開催 ・第2次七尾市環境基本計画(第4回審議会提出案)について
平成 31 年 3 月 19 日	七尾市環境審議会会長から市長への答申
平成 31 年 3 月 26 日	第2次七尾市環境基本計画の決定
平成 31 年 3 月 27 日	第2次七尾市環境基本計画の公表

## 3 参考文献

- ・いしかわ動物愛護管理推進計画 H26.3 石川県健康福祉部薬事衛生課
- ・史跡七尾城跡保存活用計画 2018.3 七尾市教育委員会
- ・七尾市景観計画 H27.10 七尾市建設部都市建築課
- ・石川県海岸漂着物対策推進地域計画 H23.3 石川県
- ・世界農業遺産「能登の里山里海」情報ポータルホームページ「能登の里山里海」世界農業遺産活用実行委員会
- ・七尾市一般廃棄物処理基本計画 H29.3 七尾市市民生活部環境課